



独禁懇224-1

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する 独占禁止法上の考え方について

1 背景・趣旨

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。

こうした中、我が国では、2021年10月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年のカーボンニュートラル実現という目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明。

これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現は、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われる必要があり、それぞれが一定の責務を行うことになる。

グリーン社会の実現に向けた政策として中心的な役割を担うのは、規制や補助金等による直接的な対応を実施する環境政策等である。一方、独占禁止法・競争政策も補完的な役割を担っている。

独占禁止法・競争政策の役割

- ・競争を通じて、資源の効率的な活用を促進
- ・競争を通じて、新技術等のイノベーションを促進



- 他方、独占禁止法上の考え方が十分明確でない場合、グリーン社会の実現に向けて事業者又は事業者団体が様々な取組を模索する中で、自らの取組が独占禁止法上問題となるのではないかという懸念を生じさせる可能性もある。
- 今後一層グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組が活発化・具体化すると考えられるところ、競争政策の観点からも、これまで以上に事業者等の取組を促進することが求められている。

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすること目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定することとした。

2 基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものもある。

問題なし

問題あり

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、

事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、

それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる。

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題。

また、事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される。

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明。

※事業者等の具体的な行為が違反となるか否かについては、個々の事案ごとに判断される。

※他のSDGs達成に向けた取組についても本考え方方が示す判断枠組み等を適用できる可能性が高い。

3 本考え方の構成・概要

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方

第1 共同の取組

総論 問題とならない行為 問題となる行為 留意を要する行為 想定例

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

総論 問題とならない行為 問題となる行為 想定例

第3 優越的地位の濫用行為

総論 問題とならない行為 問題となる行為 想定例

第4 企業結合

総論 問題とならない企業結合 問題となる企業結合 想定例

第5 公正取引委員会への相談について

相談制度の案内 相談を迅速・円滑に進めるために望まれる準備 相談窓口の案内

継続的に考え方の見直しを検討

継続的に事例の追加を検討